

八頭町放置家屋等の適正管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、放置家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、町民の安全で健康な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）危険な状態 老朽化のために建物その他の土地の工作物（以下「建築物」という。）が倒壊し、若しくは建築資材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがある状態のことをいう。
- （2）所有者等 建物等の所有者又は管理者をいう。
- （3）放置家屋等 所有者等が居住していた家屋及び附属家で、居住されなくなってから一定の期間を経た家屋。

（所有者の責務）

第3条 所有者等は、建物等が危険な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

（調査）

第4条 町長は、前条の適正な維持管理が行われていない建物等があると認めるときには、当該建物等の実態調査を行うことができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、当該建物等にかかる所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

（指導勧告）

第5条 町長は、建物等が危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、危険な状態を解消するための措置を取るべきことを指導し、又は期限を定めて指導・勧告をすることができる。

（助成）

第6条 町長は、前条の指導又は勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

（関係機関との連携）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、第4条及び第5条までに規定する調査、助言、勧告等の内容を関係機関に提供し、危険な状態の解消について協力を要請することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。